

個別約款

(家庭用コージェネレーションシステム料金契約)

2026年1月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

## 目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料 金	2
4. 割引制度	2
5. 精 算	3
6. 設置確認及び契約の解除等	3
7. その他	4
付則	4
(別 表)	5

## 1. 用語の定義

- (1) 「家庭用コーチェネレーションシステム料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する需給契約をいいます。
- (2) 「家庭用コーチェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する熱を利用する家庭の用に供する熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー一源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房を行うシステム（温風暖房を除く。）で、家庭の用に供するものをいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行なうシステムで、家庭の用に供するものをいいます。
- (5) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (6) 「余剰電力買取」とは、家庭用コーチェネレーションシステムからの発電余剰電力を大阪ガス株式会社が買い取ることをいいます。
- (7) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (8) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。

## 2. 適用条件

家庭用コーチェネレーションシステムを専用住宅又はガスマーターの能力（当該需要場所（ガスを使用する場所をいいます。）に2個以上のガスマーターを設置する場合にあっては、それらのガスマーターの能力の合計をいいます。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で、家庭用コーチェネレーションシステム（使用するガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力が700ワット以上5キロワット以下であるものに限ります。）を専用に、又は他の消費機器とともに利用する需要で、お客さまが家庭用コーチェネレーション

ヨンシステム料金契約を希望される場合に適用いたします。

### 3. 料 金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金及び基準単位料金（基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、調整単位料金））を適用して料金を算定します。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。

### 4. 割引制度

（1）本個別約款を適用されているお客さままで、イの割引種別の適用条件を満たすお客さまに対しては、3に定める料金から1か月につき口の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

#### イ 割引種別

割引種別は次のとおりといたします。割引率は適用となる割引種別の割引率の合計といたします。

割引種別	適用条件	割引率
① 床暖房・浴乾・ガスコンロ	家庭用コーチェネレーションシステム料金契約の需要場所において床暖房および浴乾・ガスコンロ（2口以上）を設置し、季節に応じ日常的に使用していること	3パーセント
② 余剰電力買取	家庭用コーチェネレーションシステム料金契約の需要場所において大阪ガス株式会社との間で余剰電力買取契約を締結し、買取を開始していること	3パーセント
③ 通信	家庭用コーチェネレーションシステム料金契約の需要場所において大阪ガス株式会社との間で固定通信契約を締結し、利用していること	3パーセント

#### ロ 割引額

割引額＝3に定める料金×イの割引率（1円未満の端数切り上げ）

- （2）割引額（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）の上限は、1契約1か月につき4,400円とします。割引額が4,400円を上回る場合は、4,400円といたします。
- （3）割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社に申し込んでいただきます。
- （4）割引制度を変更し、又は解除しようとするお客さまは、あらかじめその旨を当社

に申し込んでいただきます。この場合において、割引制度の変更又は解除は、申込みを当社が承諾した日以降最初の検針日の翌日から適用します。

- (5) (4) の前段に規定する申込みをせずに床暖房・浴乾・ガスコンロを取り外した場合又は大阪ガス株式会社との間の余剰電力買取契約・固定通信契約を解約した場合は、当社が当該機器を取り外したと認定する日又は当該契約を解約したと認定する日以降最初の検針日の翌日から割引制度を変更又は解除します。

## 5. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなつた日以降最初の検針日までさかのぼって一般料金契約の遅取料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 4の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなつた日以降最初の検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した家庭用コージェネレーションシステム料金契約の遅取料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 6. 設置確認及び契約の解除等

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ガスコンロが設置されているかどうかを所定の確認書の提出又は住宅への立ち入りにより確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただけます。確認書を提出いただけない場合や立ち入りを承諾していただけない場合、当社は、家庭用コージェネレーションシステム料金契約の申込みを承諾しない若しくは申し込まれた割引の適用を行わない、又は家庭用コージェネレーションシステム料金契約を解除する若しくは適用される料金種別・割引の見直しを行うこといたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ガスコンロを取り外した場合、家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合又は大阪ガス株式会社との間の余剰電力買取契約・固定通信契約を解約した場合は、直ちにその旨を当社に通知していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、家庭用コージェネレーションシステム料金契約を解除し一般料金契約に変更いたします。床暖房・浴乾・ガスコンロを取り外した場合又は大阪ガス株式会社との間の余剰電力買取契約・固定通信契約を解約した場合は、適用する割引を変更いたします。なお、当社は、大阪ガス株式会社との間の余剰電力買取契約・固定通信契約のご契約状況等を大阪ガス株式会社に確認させていただく場合があります。

(3) (1) または (2) に基づく解除日、料金種別又は割引の変更日は、当社が 2 又は 4 に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の検針日といたします。

## 7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026 年 1 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

料金表

① 料金表A

ア 基本料金

ガスメーター 1 個につき 1 か月	3, 244. 63 円
--------------------	--------------

イ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	98. 24 円
-------------	----------

ウ 調整単位料金

イの基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金（基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金）といたします。